



結婚したお二人の新しい門出と 第3子以降の新生児の誕生を祝福します



結婚祝金・出産祝金制度がスタートしています。
詳細については、下記までお問い合わせください。

【申請窓口】 羅臼町役場企画振興課（お問い合わせ：TEL87-2114）
【支給額】 結婚祝金・出産祝金共に、お祝金10万円
（うち5万円は、羅臼町商工会商品券で交付します。）
※祝金の支給には、申請が必要です。

次の条件を全て満たしている方が対象となります。

【結婚祝金】 ①夫婦あるいはどちらか一方が羅臼町に住所を有している方。
②婚姻届後、2ヶ月以内に羅臼町に住所を有し、夫婦共に定住する意思があること。
③羅臼町公民館等において、結婚祝賀会（出席者50名以上）を催していること。
④夫婦共に町税等の滞納がないこと。
⑤結婚祝金の申請期間は、婚姻届を提出されてから1年以内。

【出産祝金】 ①新生児（第3子以降）で、出生後最初の住民登録が羅臼町内になされ、父母等が養育・監護する子であり、かつ支給対象児と同一世帯に住民登録があるもの。
②対象児と同居し、養育する者。
③羅臼町に居住し、引き続き羅臼町に住所を有する意思のある者。
④受給資格者及びその世帯員に町税等の滞納がないこと。
⑤出産祝金の申請期間は、対象児の誕生日から6ヶ月以内。



法人道民税・事業税・地方法人特別税の申告は 便利なeLTAXで！

eLTAX（エルタックス＝地方税の電子申告）には、次のようなメリットがありますので是非ご利用ください。

- インターネットで自宅やオフィスから申告ができます。
- 複数の地方公共団体に対する申告をまとめてできます。
- 利用者用ソフトで自動入力・自動計算など申告書作成をサポートします。
- eLTAXに対応した市販の会計ソフトからの送信も可能です。

eLTAXの詳しい情報については次をご覧ください。

- eLTAX ホームページ
<http://www.eltax.jp/>
- 北海道総務部財政局税務課ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/dshinkoku/index.htm>

■お問い合わせ先
北海道根室振興局税務課課税係
TEL：0153-24-5479（直通）

北海道電力からのお願い



今冬は、電力の安定供給に最低限必要な供給予備力3%以上を確保できる見通しですが、お客さまにおかれましては、引き続き「無理のない範囲での節電」にご協力いただきますようお願いいたします。

詳しくは、ほくでんホームページをご覧ください。

ほくでん 節電

検索



☆あなたのまちづくり活動を応援します☆

例えば：町内会館修繕、スポーツイベント開催、商品開発研修など

事業名	補助率 (対象事業費の)	支援内容
○いきいき地域提案型事業	2分の1以内 ※地域より提案された事業の資材購入費は、全額補助します。	熱意のある街づくり活動や地域を活性化させるための事業を応援し、活動費や資材等の購入経費を支援します。
○地域産業活性化事業	2分の1以内	産業活性化に向けた人材育成や研修などを支援します。
	3分の2以内	個性的な産業振興事業や地域によりご提案された事業を支援します。

羅臼町には、まちづくりのための
各種支援制度があります。

【お問い合わせ先】 羅臼町役場まちづくり課 TEL 87-2162

